

社会福祉法人和泉市社会福祉協議会役員の報酬等に関する規則

平成19年 8月21日
規 則 第 3 号

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人和泉市社会福祉協議会定款第6条に規定する評議員及び第18条に規定する役員（以下「役員」という。）に対する報酬の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 役員の報酬の額は、次のように定める。

- | | |
|-------------------|-------------|
| (1) 会長 | 月額 45,000 円 |
| (2) 会長を除く役員 | 無報酬 |
| (3) 評議員 | 無報酬 |
| (4) 評議員選任・解任委員会委員 | 無報酬 |

(支給方法)

第3条 月額報酬の支給方法は、社会福祉法人和泉市社会福祉協議会職員給与規則（平成25年規則第12号）第9条の例による。

(旅費)

第4条 役員が、職務のために出張したときは、社会福祉法人和泉市社会福祉協議会旅費に関する規程（平成25年規程第21号）の例により支給する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、会長が別に定める。

附 則（平成19年規則第3号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。